

# 「EU域内排出量取引制度(EU-ETS)」に関する論点について

## 経団連等のご意見の趣旨

『EU域内排出量取引制度 (EU-ETS) については  
その問題点を学ぶべき』

### ●EU-ETS は実効性がない。

- 衡平かつ合理的な CAP の配分を行う事は極めて困難である。
- 排出削減の点で効果があがっていない。
- 排出量取引の実態はマネーゲームである。

### ●EU などにおいても EU-ETS は批判の対象となっている。

- 日・EUビジネスダイアログラウンドテーブル
- 欧州委員会副委員長（企業・産業担当）のグンター・フェア  
ホイゲン氏の発言
- IISI（国際鉄鋼協会）の提言



★東京都において、真に実効性ある温暖化対策を進めるためには、EU-ETS の失敗例を後追いすることは、賢明な方策といえない。

★国際的にみても、EU-ETS のような排出量取引制度に限らず、様々な解決策について検討が進められているところであり、性急に結論を出すべきではない。

★都の現行制度は、「地球温暖化対策ネットワークの構築」により、大企業のみならず中小企業も含めた官民の協力体制が既に構築されている。

★経済界としては、引き続き、現行制度の改善等を通じて、きめ細やかな問題分析と効果的な対策を推進し、都のカーボンマイナスプロジェクトに協力していく。

## 寄せられたご意見に関する都の考え

### ①都が提案している制度案は、EU-ETS と同じものではありません。

- 都の提案している制度は、これまで5年間の「地球温暖化対策計画書制度」の運用実績を踏まえ、東京の実態にあった総量削減のための制度として構築しているものです。
- EU-ETS の仕組みをコピーしたり、そのまま輸入するものではありません。
- なお、ご指摘いただいている「EU-ETS の実態」は、試行期間と位置づけられている第1期間(2005-2007)のものであり、EUでも改善すべき課題があったと認識されていると理解しています。

### ②「削減義務+排出量取引制度」には、様々なバリエーションがありえます。世界各地でその地域の実情に合わせた制度設計が進んでいます。

- 現在、オーストラリアやニュージーランド、アメリカの各州など、世界の多くの国や地域で、温暖化ガスの削減義務と排出量取引制度の導入に向けた検討が進んでいます。
- その内容には、様々なバリエーションがあり、EU-ETS が唯一のモデルではありません。

### ③したがって、都の提案に関する議論の中で、EU-ETS そのものについて論ずることは、あまり大きな意味をもちません。しかし、今後、都提案についての建設的な議論を可能とするために、ご指摘いただいた点について、都は、情報確認のための調査等を行いました。まだ調査中の段階ですが、これまでに得られたいくつかの情報をご紹介させていただきます。

- EU-ETS に関する経団連等からのご指摘には、2007年6月に公表された「EU域内排出量取引制度に関する調査報告書（環境省・経済産業省・日本経済団体連合会）（以下「EU-ETS 調査報告書」）」に基づくものが、複数含まれています。
- 建設的な議論を行うためには、事実関係についての正確な理解が必要であると考え、調査報告書に掲載されているヒアリング先などに、都は、直接、連絡をとるなど、情報確認等をさせていただきました。
- 現在、まだ調査中の段階ですが、これまでに得られたいくつかの情報等について、ご紹介させていただきます。

■ 論点 1 : 「衡平かつ合理的な CAP の配分を行う事は極めて困難である」 ～排出枠の割当の公平性等を巡り、EU では、訴訟が多発

経団連等からのご指摘

- 第一期間の排出枠割当は電力を除いて極めて緩く設定されており、EU15 カ国の製造業合計では、2005年の排出実績に対して 16%も大きなものとなっている(図表 1)。(出典 1)

【図表 1】 EUETS の排出実績に対する排出枠の削減率(EU15)

	電力	鉄鋼	セメント等	紙・パルプ	製造業計
EUETS (NAP1) 2005(実績) →2007 (排出枠) の削減率	▲7.1	20.6	7.9	25.4	16.0

※EUETS の 05 年度実績データは、第三者検証機関の検証を受けたもの。

(出典 1) 経済産業省

- ◆ 第 1 期間における対象事業所への排出枠の割当が緩かったことは、EU においても指摘されています。
- ◆ EU 委員会は、本年(2008 年)から開始される第 2 期間では排出枠の割当を厳しくし、2013 年以降の第 3 期間は、更に削減率を強化する、としています

① 第 1 期間の排出枠設定時、EU では規制対象事業所の CO<sub>2</sub> 排出量等のデータを有していなかったことが指摘されています。→結果、割り当てた排出枠が緩くなったと分析されている。

○ 第 1 期間(2005-2007)の排出枠設定にあたっての最大の問題は、都のように事業所のデータを事前に有しておらず、対象施設(対象事業所)の排出量データを持っていなかったことである、と指摘されています。

【情報 1-①】 排出枠の設定時の実態 ～企業のボランタリーな協力によりデータを入手

- マサチューセッツ工科大学デニー・エラーマン教授らは、その論文中で、「EU-ETS における排出枠設定にあたっての最大の問題は、対象施設(対象事業所)の入手可能なデータが欠如していたこと」と指摘しています。
- 「CO<sub>2</sub> インベントリは、燃料消費の総量に基づくものであり、デンマーク以外は、対象施設毎のレベルのデータが存在しなかった」こと、また、「データを収集する法的根拠がなかったため、結果的には、対象企業のボランタリーな協力によってデータを直接入手せざるをえなかった」こと、その結果、「本来であればより望ましい配分方法が実施できなかった」ことが分析されています。

(出典) "The European Union Emissions Trading Scheme: Origins, Allocation, and Early Results", A. Denny Ellerman and Barbara K. Buchner, Review of Environmental Economics and Policy, 11/1/2007, Oxford journals

② EU 委員会では、2008 年から開始された第 2 期間(2008-2012)では、排出枠を厳しくし、現在、排出枠の設定に取り組んでいる第 3 期間(2013～)においては、更に削減率を強化する意向、とのことです。

【情報 1-②】 EU-ETS(第 2 期間)における排出枠 (EU27 カ国)

- 「第 2 期間の各国の割当量は、全体で 2005 年比 ▲5.7%」  
(2007 年 11 月 30 日 産構審・中環審 合同部会資料(資料 4)より)
- CAN EUROPE のトーマス・ウィンズ氏より都に提供されたデータにおいても、第 2 計画期間の割当量は、2005 年比 ▲5.76%、とのことです。(2007 年 1 月、東京都環境局への提供)

【情報 1-③】 現在、「2020 年までに 20% 或いは 30% 削減」する目標が達成できるような、第 3 期間の排出枠の設定に取り組んでいる。

- 私たちは今、2020 年までに 20%、あるいは 30% の削減を行うという包括的エネルギー政策を実施するための規則の改正に取り組んでいます。
- そして、2013 年からの第 3 期間において、この目標を達成できるように、加盟国への(排出枠の)割当に上限(CAP)を設ける作業に取り組んでいます。

(出典) 欧州委員会 Simon Marr (サイモン・マー) 氏からの回答(2007 年 1 月、東京都環境局へのコメント)

## 経団連等からのご指摘

- 割当の公平性等を巡り訴訟が多発している。企業が各国政府を提訴した事例がEU全体で800件程度あった。また、英・独政府が欧州委員会を提訴した。(出典2)

(出典2)「EU域内排出量取引制度に関する調査報告書」  
(2007年6月公表、環境省・経済産業省・日本経済団体連合会)  
環境省・経産省・経団連が合同で行った「欧州委員会 (European Commission)」(Yvon Slingenberg 氏, Simon Marr 氏, Julie Raynal 氏, J. Enzmann 氏) へのインタビュー結果  
(実施年月日: 2007年4月24日 9:30-12:00)

『割当の公平性等を巡り訴訟が多発している。企業が各国政府を提訴した事例がEU全体で800件程度あった。また、英・独政府が欧州委員会を提訴した(英は妥協して決着。独は係争中)。(欧州委員会)』

『企業が各国政府に起こしている中では、ドイツが典型。国内の割当方法が60あり、数百件の訴訟が起きている。多くは割当の公平性が論点。欧州委員会を訴えた例では、イギリスとドイツの例。イギリスが国別割当の増加、ドイツは事後調整を巡って欧州委員会を提訴した。』

- 第二期間の排出枠割当についても、ポーランド、ハンガリー、チェコ、スロバキア、エストニア、ラトビアが提訴することを決定。今後、その他の国が提訴する可能性もあり。(出典1)

(出典1)経済産業省

- ◆ 第1期間の排出枠の割当に関する、「企業が各国政府を提訴した800件程度の訴訟」の大半はドイツで発生していますが、これはドイツ特有の事情によるところが大きいようです。

### ①ドイツにおける訴訟事情

#### ●独は、排出枠設定時、約60の例外ルールを設定し、複雑化

○独では、第1期間(2005-2007)の排出枠設定にあたっては、業種や企業の個別事情に対応させるために、約60もの例外ルールを設けており、これが排出枠の配分方法を複雑化し、訴訟を招く要因になったことが指摘されています。

【情報1-④】EU委員会、Simon Marr(サイモン・マー)氏からの回答(「EU-ETS 調査報告書」におけるヒアリング先のひとつ)

- 「独の実施規定は非常に複雑であり、それがこのような大量の訴訟を招きました。」
  - 「しかしながら、(他の)加盟国からは、このような量の訴訟の報告は受けておらず、これは明らかに例外的です。」
- (2007年1月、東京都環境局へのコメント)

#### ●独の訴訟は、既に決定していた排出枠のレベルを、配分の途中で変更したことによる起因との指摘

#### ●独ではもともと、行政訴訟件数が日本よりはるかに多いことにも留意が必要

○独では、一度、決定していた排出枠のレベルを、配分の途中で変更したことが、およそ800件もの訴訟を招いた理由だと指摘されています。

【情報1-⑤】事後調整を巡る訴訟の提起

- 個別の既存施設への配分は、実績排出量に、遵守因子(CF: compliance factor)を乗じた量が無償で配分
- 独のNAPで決定されていた遵守因子は、2004年4月に国内法制化される段階で修正された。
- この遵守因子の変更を受け、独国内では初期配分問題を巡っておよそ800件も訴訟が提起

(出典)『EU 排出権取引制度(EUETS)の研究』(岡敏弘・山口光恒、2007.3.30より)

【情報1-⑥】独と日本では異なる訴訟事情

～独ではもともと、行政訴訟件数が日本よりはるかに多いのが実態

	行政訴訟件数 (年間)	(参)日本対比
ドイツ	約20万	約100倍
フランス	約12万	約60倍
日本	約2,000	—

(出典)「行政事件に関する統計資料」最高裁判所事務総局行政局調査、平成14年4月8日

### ②ご指摘にある第1期(2005-2007)の英国と独政府のEU委員会に対する訴訟は解決済みです。

### ③現在、第2期の排出枠の割当については、ポーランド、チェコなど7国が、EU委員会を提訴していますが、EUのNGOの一つは、「これらのケースは一種の政治的な発言であるかのようにみられる」と評価しています。

【情報1-⑦】CAN EUROPE Tomas Wyns(トーマス・ウィンズ)氏の見解(「EU-ETS 調査報告書」におけるヒアリング先のひとつ)

- 「われわれの評価によれば、ECは客観的かつ一貫性のある(配分)方法をとっているため、勝訴は難しいだろう。これらのケースは、一種の政治的な発言であるかのようにみられる。」

(2008年1月、東京都環境局へのコメント)

## ■ 論点 2 : 「排出削減の点で効果があがっていない」

### 経団連等からのご指摘

- EU15 の 05 年 (EU-ETS 導入後) のエネルギー産業部門と製造業・建設業部門を合わせた CO2 排出量は 90 年比 1.7% の減少 (省エネの度合いを見るのは、EU15 の先進国で比較するのが適当)。
- 加えて、イギリス及びドイツにおいては、特殊要因がある (イギリスでは、石炭から天然ガスへの燃料転換の進展。ドイツでは燃料転換に加えて東西統一による削減余地の拡大)。両国を除いた EU13 での基準年からの動向を見ると 13.7% の増加となり、実態として、排出削減の効果は認められない。
- 一方、日本や東京都では、経団連自主行動計画や地球温暖化対策計画書制度の中で、規制的手段を伴うことなく、着実な成果を挙げている。

【図表 2】経団連自主行動計画と EU の比較

(百万 tCO<sub>2</sub>)

	基準年	最新年	基準年比
EU15 (エネルギー産業部門、製造業・建設業部門)	1,762	1,732	▲1.7
EU13 (部門同 英・独除く)	856	973	13.7
日本 (エネルギー転換部門、産業部門)	550	531	▲3.5
東京都地球温暖化対策計画書制度	12.0	11.8	▲2.0

※EU の基準年は 90 暦年、最新年は 05 年 (UNFCCC ホームページより)。

※日本の基準年は 90 年度、最新年は 06 年度 (速報値)。

※東京都の基準年は 02-04 年度の 3 年平均、最新年は 05 年度

なお、排出量は 17 年度計画書提出事業者の数値で、都全体の排出量ではない。

◆ 意見書で引用されている EU と日本のデータは、比較対象範囲が異なっており、適切な比較になっていません。

① EU-ETS は 2005 年 1 月 1 日にスタートした制度です。EU の排出量として引用されている時期 (1990 年～2005 年) のデータでは、EU-ETS の削減効果を論じることはできません。

- 図表 2 では、EU13 の総排出量の実績については 1990 年と 2005 年との比較を、日本の総排出量の実績については 1990 年度と 2006 年度との比較を行っています。
- EU-ETS は 2005 年 1 月 1 日からスタートした制度です。このため、この期間の比較では、EU-ETS による削減効果について論じることはできません。

② 図表 2 で引用されている EU と日本の排出量のデータは、集計範囲が異なっています。EU のデータは、「業務・家庭部門の電気や熱の消費に伴う排出量」を含んでいますが、日本のデータにはこうした排出量は含まれていません。このため適切な比較ができないと考えます。

【情報 2-①】各国が国連に統一的に報告しているインベントリ (目録 : 国連気候変動約組条約 (UNFCCC)) では、「電気や熱の消費に伴う排出量」は、「エネルギー産業部門」に計上

図表 2 では、EU の排出量は、国際的に共通のガイドラインのもとに「EU が国連気候変動約組条約に報告した温暖化ガスのインベントリ (目録) データ」を引用し、日本の排出量は、「日本が国連気候変動約組条約に報告したデータ」ではなく、国内で経年的に「環境省が公表しているデータ」を引用しているため、データの集計範囲が、以下の 2 点で異なっています。

■ 「電気や熱の使用に伴う排出量」を計上する部門の取扱い

EU のデータでは、電気や熱の生産に伴う排出を直接「エネルギー産業部門」に計上し、日本のデータでは電気や熱を消費する部門に計上しています。

このため、業務部門、家庭部門等における電気や熱の消費に伴う排出については、EU のデータでは「エネルギー産業部門」の中に含まれますが、日本のデータでは「エネルギー転換部門」に含まれていません。

■ 「産業部門」に含まれる業種の取扱い

図表 2 の比較表における日本のデータでは、「産業部門」に、農林・水産・鉱業の排出量を含んでいますが、EU のデータでは「製造業・建設業部門」に、これらの排出量を含んでいません。

(出典) 環境省 : [http://www.env.go.jp/press/file\\_view.php?serial=10413&hou\\_id=9002](http://www.env.go.jp/press/file_view.php?serial=10413&hou_id=9002)、UNFCCC : [http://unfccc.int/ghg\\_emissions\\_data/items/3800.php](http://unfccc.int/ghg_emissions_data/items/3800.php)

③ 同じ出典のデータを用い、同じ集計範囲で比較した場合、日本の最新年の排出量は基準年比「▲3.5%減少」から「11.7%増加」となり、日本と EU13 に大きな差はなくなりました。

【情報 2-②】UNFCCC のデータをもとに、「エネルギー産業部門」と「製造業・建設業部門」の直接排出量 (図表 2 の EU の集計範囲と同じ) の比較をした場合

	基準年 (百万トン CO <sub>2</sub> )	2005 年 (百万トン CO <sub>2</sub> )	基準年比
EU15	1,784	1,757	▲1.5%
EU13	868	989	14.0%
日本	688	768	11.7%

・ EU の値が図表 2 と異なるのは、図表 2 は CO<sub>2</sub> のみ、上表は GHG の排出量であるため

・ 日本の排出量が図表 2 と異なり、大きく増加しているのは、業務部門や家庭部門における電気利用量の増加により「エネルギー産業部門」の直接排出量が増加していることによるものと考えられる。

【情報 2-③】UNFCCC のデータをもとに、「製造業・建設業部門」で比較した場合

	基準年 (百万トン CO <sub>2</sub> )	2005 年 (百万トン CO <sub>2</sub> )	基準年比
EU15	620	558	▲10%
EU13	362	368	1.7%
日本	369	370	0.3%

(出典) 【情報 2-②】【情報 2-③】ともに、UNFCCC (国連気候変動枠組み条約) ホームページの掲載情報から東京都環境局作成  
[http://unfccc.int/ghg\\_emissions\\_data/items/3800.php](http://unfccc.int/ghg_emissions_data/items/3800.php)

## ■ 論点 3 : 「排出量取引の実態はマネーゲームである」(削減義務者による「実需取引」は稀である)

### 経団連等からのご指摘

- 削減のための限界費用が均等化され、負担の公平性が図れるとされているが、現実には、対象となる11000余施設のうち、排出権取引を行ったものは、わずか50社に留まる。(出典2)
- 市場参加者のほとんどが金融やブローカーなどの利益目的の参加者であり、排出削減義務を課せられた事業者による実需取引は稀なのが実態である。(出典2)

(出典2)「EU域内排出量取引制度に関する調査報告書」  
(2007年6月公表、環境省・経済産業省・日本経済団体連合会)

環境省・経産省・経団連が合同で行った「英国の金融アドバイザー会社CEAG:Consilience Energy Advisory Group」のLiz Bossley氏へのインタビュー結果  
(実施年月日:2007年4月26日 11:00~12:00)

『対象施設は10,000事業所あるが、活発に取引を行っているのは50社程度である。市場参加者のほとんどが金融やブローカー(数千業者)などの利益目的の参加者である。排出削減義務を課せられた事業者による実需取引は稀(rare)なのが実態である。今年、米国系ヘッジファンド20~30社程度も参加している。』

◆ 今回、都は、「EU-ETS 調査報告書」のヒアリング先であるCEAGのリズ・ボッセリー氏などへ、直接、問合せを行いました。「市場参加者のほとんどが、金融やブローカーなどの利益目的の参加者」という表現は、必ずしも正確ではないと考えます。

### ① 活発に取引を行っているのは、電力事業者やエネルギー事業者、とのこと。

【情報3-①】CEAGのLiz Bossley(リズ・ボッセリー)氏からの回答(「EU-ETS 調査報告書」におけるヒアリング先のひとつ)

- 「誰が市場で取引しているかに関する具体的なデータは入手困難ですが、私が日本からの調査団に話した内容は、私の個人的な経験に基づくもので、以下のようなケースです。」
- 「EU-ETSのなかで最も活発な取引を行っているのは、大手公共企業体(the big utilities)、特に発電事業者です。これらの企業は、自国政府によって、他の産業・製造部門よりもずっと厳しい目標を与えられているからです。」
- 「これらの企業は、毎日の生産活動と排出枠のポジションをバランスさせるため、毎日取引を実施しています。彼らはまた、投機的な目的(for speculative)、あるいは、利益目的(for profit purposes)でも取引を行います。このタイプの例は、RWE、Nuon、E.On、EDFなどです。」  
(注: E.On、RWEは独の、EDFは仏の、Nuonは蘭の電力会社)
- 「他のエネルギー事業者も活発に取引を行っていますが、それは自身のためであるだけでなく、ジョイントベンチャーのパートナーや、市場へのアクセスが限られている小規模排出者に対し、集約サービスを提供するためです。」
- 「彼らはまた投機目的でも取引をしています。例えば、Shell、BP、Gaz de Franceなどです。」

(2007年12月、東京都環境局へのコメント)

### ② 金融機関等による利益目的取引も多いとのこと。

また、金融機関等が、複数の規制対象事業者の依頼を集約する売買も存在するようです。「実需取引」との区分は困難なようです。

【情報3-②】CEAGのLiz Bossley(リズ・ボッセリー)氏からの回答(「EU-ETS 調査報告書」におけるヒアリング先のひとつ)

- 「同様にとても活発な取引を行っているのは、自らが排出者ではない会社、特に銀行です。例えば、Barclays Capital, Goldman Sachs, Morgan Stanley, JP Morgan, Citigroup, ABN Amro, Rabobankなどです。彼らは、部分的には投機目的で市場に登場しますが、同時に、CDMによる削減量(CERs)を買うことで、プロジェクトに貸付、融資をするビジネスを支援しています。」
- 「また、市場にはプロジェクトに融資しているが、排出者ではない会社という参加者のカテゴリーもあります。例えば、Climate Change Capital, Ecoscurities, Agcert, Icecapなどです。彼らも排出枠(の取引)とCDMによる削減量(CERs)(の取引)に関わっています。一部は投機的ですが、また同時に、CDMプロジェクトからの彼らのリスクをヘッジするためでもあります。彼らは排出事業者ではなく流動性の大きな源です。このヘッジファンドは市場で増加してきており彼らは純粋に利益目的です。」
- 「彼らの(市場への)参加がどの程度大きいかを判断することは大変難しいです。但し、逸話的に私がはっきり申し上げられることは、こうした増加してきているカテゴリーの企業に、市場の運営に関してブリーフィングしてほしいとアプローチされている、ということです。」

(2007年12月、東京都環境局へのコメント)

**【情報 3-③】 CAN EUROPE のトーマス・ウィンズ氏から回答** (「EU-ETS 調査報告書」におけるヒアリング先のひとつ)

- 「化学工場や製鉄、発電所等のような大企業は、石油や電力などを商品市場から調達する習慣がありますが、EU-ETS の対象企業にはそうした習慣のない、彼らより小さな企業も存在します。」
- 「そうした企業も、将来は、市場から排出枠を購入する必要にせまられるでしょう。彼らは、直接、市場で排出枠を調達するのではなく、関連する銀行やエネルギー供給会社に、彼らに代わって売買を行うよう指示することを選択すると思います。それが、銀行がなぜ市場で活発なように見えるかを示唆しています。彼らは、EU-ETS の対象企業に代わって行動するのです。」 (2007年12月、東京都環境局へのコメント)

**【情報 3-④】 2005年2006年に実施された、EU-ETS 市場に関する7つの仲介業者と3つの取引所に対する調査結果要旨より**

- 「2005年1月には、約20の企業が市場で活発であり、これらの多くは、大規模なエネルギー供給会社や大規模な銀行（特に、ドイツの銀行）であった。こうした傾向は続いており、市場は主に遵守目的とポジションのカバーのために用いられているが、2006年には、初めて潜在的に投機的なヘッジファンドが参入してきた」

(出典) “Market and Price Developments in the European Union Emissions Trading Scheme”, Frank J. Convery and Luke Redmond, Review of Environmental Economics and Policy, 11/1/2007, Oxford journals

**【情報 3-⑤】 EU-ETS 市場最大の「取引所」である ECX の CEO である Patrick Birley (パトリック・バーレイ) 氏からの回答**

(市場参加者の実態として、「利益目的」で活動しているプレイヤーの数、規制対象者から委託されて活動しているプレイヤーの数などの具体的なデータを有しているか、という質問に対して)

- 「残念ながら、我々の市場に内在するユーザーに関する統計は有していません。」 (2007年12月、東京都環境局へのコメント)

**③そもそも第1期間は企業に義務付けた排出枠が緩かった(削減義務が緩かった)ために、対象事業者が取引を通じて排出削減を行う必要性が薄かった、とも分析されています。**

**【情報 3-⑥】 CEAG のリズ・ボッセリー氏からの回答** (「EU-ETS 調査報告書」におけるヒアリング先のひとつ)

- 「EU-ETS には約 12000 企業がキャップ (CAP) をかけられ、排出枠の割当をされていますが、これらの大多数は EU-ETS の第1期間(2005-2007)では取引をしませんでした。なぜならば、設定されたキャップ (CAP) が緩すぎたため、排出枠の割当量の余剰があり、排出権の価格が実質的にゼロになったからです。結果的に、行動や投資計画を変更させるインセンティブがなく、取引するインセンティブもありませんでした。」
- 「これは、キャップ (CAP) を設定する過程での失敗で、キャップアンドトレードの概念そのものの失敗ではありません。」

(2007年12月、東京都環境局へのコメント)

■ 論点4：「EU などにおいても EU-ETS は批判の対象となっている」

経団連等からのご指摘

○ 日・EU ビジネスダイアログランドテーブルでは、本年※2007 6月の提言書において、CAP&TRADE 型の排出量取引制度について、

- ①公正なキャップの設定が困難であること
- ②企業の事業活動を厳しく統制する仕組みであること
- ③長期的視野での技術開発や設備投資が損なわれる怖れがあること
- ④カーボンリーケージの危険性があること

等を理由に、同制度に対して否定的な見解を表明している。(出典3)

(出典3)日欧産業協力センター

『日・EU ビジネスダイアログランドテーブル 2007』

(2007年6月3-4日、於:ベルリン)

『ワーキング・パーティ6「持続可能な発展」の提言書』より

3. キャップ&トレード型排出権取引制度

6-EJ-3 キャップ&トレード型の排出権取引制度については、公正かつ公平なキャップを設定することは困難である。また、企業にとっては事業活動を厳しく統制する仕組みであり、長期的視野での技術開発や設備投資が損なわれる恐れがある。更に、生産拠点の途上国への移転を加速させることにも繋がり、地球規模での温室効果ガス排出量を増大させる炭素リーケージの危険性もある。従い、キャップ&トレード型排出権取引制度を国際枠組みとして位置づけることは不適切である。

○ IISI (国際鉄鋼協会) では、本年5月の「鉄鋼業の温室効果ガス排出削減のための政策提言」において、各国政府に対して「CAP&TRADE 制度を、CO2 排出面で効率の良い鉄鋼企業が発展し効率の悪い企業が淘汰される政策へ転換すべき」と提言している。

- ◆ 欧州の経済界には、もちろん、EU-ETS を批判する経済団体や企業も存在します。
- ◆ 一方で、制度を評価し、その推進に建設的な意見を公表している経済団体も存在します。

○ EU-ETS を肯定的に評価している欧州の企業や経済団体も存在します。

【情報 4-①】 ドイツ最大級の電力会社 (エーオン (E.ON AG))

「EU-ETS の創設と実施は、CO<sub>2</sub> 排出枠の真のヨーロッパ市場を成功裏に創り出した。良好に機能する EU-ETS は、企業が必要なクリーンテクノロジーに投資するよう最も効果的に誘導する手法である」

(出典) [http://ec.europa.eu/environment/climat/emission/pdf/solveig/e\\_on\\_ets\\_on.pdf](http://ec.europa.eu/environment/climat/emission/pdf/solveig/e_on_ets_on.pdf)

【情報 4-②】 ヨーロッパ石油産業連盟 (European Petroleum Industry Association)

「石油産業連盟は、排出量取引のコンセプトを温室効果ガスの義務的削減コストを最小化する市場型の手段として、引き続き支持する」 (出典) <http://ec.europa.eu/environment/climat/emission/pdf/solveig/europa.pdf>

【情報 4-③】 欧州商工会議所連盟 (EUROCHAMBRES)

「EU-ETS を効率化し、費用効果的に温室効果ガスを削減できるようにし、世界の他の地域のスキームに対するモデルとなるようにすることが最も重要である」

(出典) [http://ec.europa.eu/environment/climat/emission/pdf/solveig/eurochambers070629\\_ppfin.pdf](http://ec.europa.eu/environment/climat/emission/pdf/solveig/eurochambers070629_ppfin.pdf)

- ◆ 「EU-ETS 調査報告書」(2007年6月公表、環境省・経済産業省・経団連)においても、欧州経済界の EU-ETS に関するコメントが掲載されていますが、全面否定の発言をしている団体はありません。

○ 調査団が訪れた経済団体は、①欧州経営者連盟、②英国卸電気事業連合会、③英国産業連盟、④英国エンジニアリング事業連盟の4カ所ですが、調査報告書によると、運用方法等についての課題の指摘などはしつつも、全面否定の発言をしている団体はありません。

【情報 4-④】 「EU-ETS 調査報告書」より

① 欧州経営者連盟	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 経済界は EU-ETS の是非の認識が2分されている状況</li> <li>・ EU ビジネス界は、ETS がやりたかったわけではない。EU-ETS は、ビジネス界にとって制約の一つである。排出削減が所与の目的とすれば、費用負担が大きな環境税に比べて「least worst」な解決策と考えている。</li> <li>・ EU-ETS は継続され、排出削減のプレッシャーになっていくだろう。</li> </ul>
② 英国卸電気事業連合会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 排出量取引について1990年代にETG(Emissions Trading Group:産業界中心の検討グループ)において議論した結果、環境税と異なり、市場原理を利用してコスト最小で削減しようとの理由から支持している。気候変動問題への対応は避けられないという認識に立ち、現在も、排出量取引を支持する姿勢に変わりはない。</li> <li>・ フェーズ1はデータ不足による過剰割当や排出枠価格の崩壊・価格の不安定性などうまくいかなかった。批判や議論があった。他方、トライアルの運用(learning by doing)であるが、排出量データをモニタリング・検証した点や排出枠に価格がついた点などは評価できる。フェーズ2に向けて over allocation の改善などの見直しを期待しており、今後を見守りたい。</li> </ul>
③ 英国産業連盟	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 今、EU は、排出量取引について、急速に知見を蓄積しているところ。</li> <li>・ 制度としては環境税の方が簡素(simple)だが、排出量取引の方が効率性の点では(as to efficiency)望ましい。</li> <li>・ 企業によっては、環境税、排出量取引、その他の削減対策など様々な制度が重複して適用されており複雑である。官民の執行コストの観点からも調整が必要</li> </ul>
④ 英国エンジニアリング事業連盟	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 京都議定書が採択され、英国の排出目標が設定された時点で、産業界がこの目標達成に何ら関与しないわけにもいかなかった。排出量取引は現実的な選択肢だった。現在、既に EU-ETS は導入されており、業界単独で他に選択肢はない。</li> <li>・ 今後、厳しいCap が課せられれば、EU-ETS は全体としては機能すると思われるが、鉄鋼業界としては排出枠を購入する必要が出てくると考えている。</li> </ul>

**経団連等からのご指摘**

○欧州委員会副委員長（企業・産業担当）

Günter Verheugen(グンター・フェアホイゲン)氏の発言（出典4）

- ・ 排出量取引制度の導入により、エネルギー集約産業がEU以外に逃避するのは好ましくない。「汚染を輸出し失業を輸入する愚は避けるべし」。
- ・ EUは、この種の業種に対しては排出削減のための Voluntary global sectoral agreement を進める。世界にこの動きが広がることでEUの競争上の不利はなくなる。
- ・ 解決の途は一に技術、二に技術である。

(出典4)中央環境審議会・産業構造審議会合同会合 2007.11.30 資料

資料5「排出権取引について」

(東京大学先端科学技術研究センター 山口光恒)より

ポイント

- ・ 欧州委員会副委員長の発言（EU ETS フェーズⅢ）
- ・ アルミ、鉄、セメント、化学、半導体のようなエネルギー集約業種には無償で排出権を与えるべき
- ・ こうした産業がEU以外に逃避するのは決して好ましくない
- ・ 汚染を輸出し失業を輸入する愚は避けるべし
- ・ EUはこの種業種に対しては排出削減のための voluntary global sectoral agreement を進める。世界にこの動きが広がることでEUの競争上の不利はなくなる
- ・ 解決の途は一に技術、二に技術だ

**Commissioner calls for key industries to get emissions waiver**

By Andrew Roach  
 Industries that use large amounts of energy, such as those in the steel and cement sectors, should be exempt from carbon-trading rules to prevent them leaving Europe, says an EU commissioner.  
 Manufacturers of steel, such as aluminium, steel, base chemicals and semi-conductors, should be granted free permits to emit greenhouse gases under the EU's emissions trading scheme (ETS), says Günter Verheugen, vice president for industry and enterprise, told the Financial Times.  
 "We must take into account the special role of energy-intensive industries. I am aware that carbon markets are a key element of the climate change policy, but we must also ensure that the most energy-intensive sectors are not disadvantaged," he said.  
 "There are ongoing negotiations with the steel and cement sectors. The idea is to grant them free permits for a limited period, but we will have to see how the negotiations develop."  
 He said there was already clear evidence that "in the next phase of the ETS, which will be much more ambitious, we will have to see how the negotiations develop."  
 "It makes no sense to export pollution and import unemployment," he said, adding: "There is a case of equity here, that the sectors are not 'cheating' by not participating in the ETS. However, to put the ETS effects to rest, we need to see how the negotiations develop, and we will have to see how the negotiations develop."  
 "We cannot let the steel and cement sectors create our world's largest carbon market, and we must ensure that the sectors are not 'cheating' by not participating in the ETS. However, to put the ETS effects to rest, we need to see how the negotiations develop, and we will have to see how the negotiations develop."  
 "It makes no sense to export pollution and import unemployment," he said, adding: "There is a case of equity here, that the sectors are not 'cheating' by not participating in the ETS. However, to put the ETS effects to rest, we need to see how the negotiations develop, and we will have to see how the negotiations develop."  
 "We cannot let the steel and cement sectors create our world's largest carbon market, and we must ensure that the sectors are not 'cheating' by not participating in the ETS. However, to put the ETS effects to rest, we need to see how the negotiations develop, and we will have to see how the negotiations develop."

◆ 引用部分の省略と出典にはない文言の挿入により、フェアホイゲン欧州委員会副委員長の発言の趣旨が正確に伝わっていません。

**①フェアホイゲン欧州委員会副委員長の実際の発言は、EU-ETSの第3期間(2013～)では、「エネルギー集約産業には(オークションでなく)排出枠の無償配布が必要」という趣旨**

- 経団連等からいただいた意見書では、同氏の発言は、EU-ETS制度の導入自体を批判しているように見えます。
- しかし、意見書が引用している出典（下記【情報4-⑤】参照）も、そのような表現はしていません。出典のうち下線部分が引用上省略され、出典にはない「排出量取引制度の導入により」という文言が挿入されているため、趣旨が正確に伝わっていません。

【情報4-⑤】中央環境審議会・産業構造審議会合同会合 2007.11.30 資料「資料5」のP7

ポイント

- ・ 欧州委員会副委員長の発言（EU ETSフェーズⅢ）
- ・ アルミ、鉄、セメント、化学、半導体のようなエネルギー集約業種には無償で排出権を与えるべき
- ・ こうした産業がEU以外に逃避するのは決して好ましくない
- ・ 汚染を輸出し失業を輸入する愚は避けるべし
- ・ EUはこの種業種に対しては排出削減のための voluntary global sectoral agreement を進める。世界にこの動きが広がることでEUの競争上の不利はなくなる
- ・ 解決の途は一に技術、二に技術だ

**②フェアホイゲン欧州委員会副委員長は、EU-ETSに対し肯定的な発言をしています。**

【情報4-⑥】グンター・フェアホイゲン欧州委員会副委員長の書簡

- ・ フェアホイゲン副委員長は、バロソ委員長に送った2006年11月21日付けの書簡の中で、「欧州排出量取引制度は、我々のポリシーミックスの鍵となる要素であり、更に強化され、拡大される必要がある」と述べています。
- ・ また、「ETSは、真に効率的な世界的炭素取引市場の登場に道を開くよう、世界全体をまたぐ取引システムの『ドッキング・ステーション』となるべきである」とも述べています。

(出典) [http://ec.europa.eu/commission\\_barroso/verheugen/images/verheugen\\_letter\\_21-11-06.pdf](http://ec.europa.eu/commission_barroso/verheugen/images/verheugen_letter_21-11-06.pdf)

【情報4-⑦】EU委員会の「競争力、エネルギー、環境に関するハイレベルグループ」報告(2007年11月)

- ・ フェアホイゲン副委員長が中心メンバーの一人となっている欧州委員会の「競争力、エネルギー、環境に関するハイレベルグループ」の報告も同様に、EU-ETSを「温暖化ガス削減の中心的な手段」と位置づけ、「世界全体の炭素取引システムへと発展させるべきだ」と述べています。

(出典) [http://ec.europa.eu/enterprise/environment/hlg/doc\\_07/conference\\_report\\_2007.pdf](http://ec.europa.eu/enterprise/environment/hlg/doc_07/conference_report_2007.pdf)